

農地の利用の最適化を図るため、農業委員会等に関する法律が改正されました。

農業委員・農地利用最適化推進委員を公募します

共通事項

募集期間

平成29年2月6日～平成29年3月6日（郵送の場合も3月6日必着）

申し込み方法

募集用紙に必要事項を記入の上、直接又は郵送で、戸沢村農業委員会事務局へ提出。

募集用紙については、次のいずれかの方法により取得してください。

- ① 戸沢村農業委員会事務局で直接受け取る。
- ② ホームページから取得・・・戸沢村役場ホームページからダウンロードし、A4の普通用紙に印刷してください。（※感熱紙は不可）



兼務について

農業委員と農地利用最適化推進委員の兼職はできません。

公表について

中間経過、結果について、候補者の氏名・地区・年齢等を戸沢村役場ホームページ等にて公表します。

農業委員に関する事項

対象

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に関する事項に関しその職務を適切に行うことができる方を募集します。

- ・村内に住所を有する方を基本とします。
- ・村が設置する他の附属機関等の委員ではない方。
- ・村の職員ではない方。

主たる業務内容

農地法の規定による農地利用に関する許認可、進達、調査。
村長からの農地利用に関する諮問に対する答申、転用違反等の是正指導。
遊休農地（耕作放棄地）の発生防止のための調査活動。
毎月の農業委員会及び各種会議等への参加。

募集人数 9人

団体等からの推薦及び応募者の中から、認定農業者5人以上、利害関係のない者1人以上、女性や青年を配慮し選出します。

任期

平成29年7月20日～平成32年7月19日

農地利用最適化推進委員に関する事項

対象

農業委員とともに地域で農地等の利用の最適化の推進に取り組む体制を強化するため、農業に熱意と識見を有する方を募集します。

- ・村内に住所を有する方を基本とします。
- ・村が設置する他の附属機関等の委員ではない方。
- ・村の職員ではない方。

主たる業務内容

担い手への農地利用の集積の調整。
耕作放棄地の発生防止、解消に向けての調整。
農地法の規定による許可申請書及び届出に係る現地調査。
必要に応じて農業委員会及び各種会議等への参加。

募集人数 3人

団体等からの推薦及び募集者の中から選出します。
（北部地区 1人・中部地区 1人・南部地区 1人）

任期

委嘱した日～平成32年7月19日

問い合わせ先 戸沢村農業委員会事務局 0233-72-2111(内線255)